

令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議会議録

第17日（令和4年12月21日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第69号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第87号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」までの議案19件について一括議題

（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 選挙管理委員及び補充員の選挙

日程第3 各委員会の閉会中の継続審査について

日程第4 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 4番 | 武政健三君 |
| 5番 | 山崎誠一君 | 6番 | 吉村政朗君 |
| 7番 | 作田喜秋君 | 8番 | 岡本詠君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 早川聡君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係長 | 山本卓己君 | 主幹 | 村田圭佑君 |

主 幹 岡野 真也 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                                        |         |             |         |
|----------------------------------------|---------|-------------|---------|
| 市 長                                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長       | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長                 | 井上 美樹 君 | 企 画 財 政 課 長 | 横山 英幸 君 |
| 総 務 課 長 ( 併 )<br>選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 窪内 研介 君 | 危 機 管 理 課 長 | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                                  | 味元 博文 君 | 観 光 商 工 課 長 | 二宮 眞弓 君 |
| 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 和泉 政彦 君 | 教 育 長       | 岡崎 哲也 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議、第17日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出、議案第69号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第87号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」までの議案19件について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、岡本 詠君。

（予算決算常任委員会委員長 岡本 詠君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（岡本 詠君） 令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第69号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、3款1項1目社会福祉総務費について。

委員から、国庫支出金精算返還金について内容説明を求めました。執行部の説明によりますと、国庫支出金精算返還金については、昨年度実施した子育て世帯生活支援特別給付金における、ひとり親世帯分、その他世帯分及び事務費における返還金になるとのことです。

委員から、低所得の子育て世帯支援ということで、子供1人当たり5万円の給付とのことであり、これについて該当になっているのが児童扶養手当を受けている世帯、非課税世帯、合わ

せて収入が極端に落ちた家計急変世帯とあったが、この返還金が出たということは、決算審査内で、家計急変世帯からの申請が1件もなかったという話だが、ある新聞記事を読むと、この家計急変世帯を把握することが自治体はなかなか困難だという記事が出ていた。つかめているところで、平均で全体の支給額の5%程度とのこと。家計急変世帯は申請で来るわけではつかめていない。その家計急変世帯に対しての手だてやお知らせとかはどのようにやられたのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、家計急変世帯については把握が困難であり、ホームページと広報で周知をすることで対応をしているとのことでもあります。

委員から、大半の自治体がそういう対応のようでは伝わっていないところが結構ある。記事によると、大阪市では、対象の全世帯に文書でお知らせをしたと出ていたが、それでもまだ8%程度ということで、その通信費なども全部国費で対応しているとのこと。対策を取らないと、救える人も救えないということにもなりかねないのではないかと。

また、決算審査の説明書の中で予算が約2,027万円、決算が約1,550万円、不用残額が約477万円となっている。本来なら不用額を全額返還するのかと思っていたが、実際には105万円ということだが、不用額は全額返還金になるということではないのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、市の予算と別に、県、国のほうに交付申請と実績報告というものがあり、市の予算としては、当初、国が見込んでいた2,000万円で予算を組んでいたが、実際、その後の県とのやり取りの中で交付申請額を一定減額して申請しているので、歳入として受け入れた額は、実際の現予算額とイコールになっておらず、余った不用額も、予算上の金額であり、実際歳入で受け入れた金額から支出した金額の差引き額が今回の返還金になるとのことでもあります。

委員から、家計急変世帯を支援するため、その世帯を把握できるような手だて、その対応をぜひとも取っていただきたいとの要望に対し、執行部の説明によりますと、適切な形で把握するように伝えていきたいとのことでもあります。

同じく、歳出中、3款1項7目介護保険対策費について。

委員から、社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金について説明を求めました。執行部の説明によりますと、このコロナ禍において、物価高騰の影響を受けている市内の福祉サービス事業所等、清水でいうと、介護保険の事業所が中心になる。その運営に必要な経費、通所系のサービスであれば、送迎等に関する燃料費、施設型であれば食費や生活上必要な電気代などになる。特に市からは補助金等が出ていないものになるので、物価高騰の影響を受けた経費を補填する意味で負担軽減を図るために、給付金を支給することを国で推奨し、県からも依頼を受け、近隣の市町村にも確認をし、本市を含めた県下ほぼ全ての市町村が実施する事業になっているとのことでもあります。

委員から、事業の概要の説明の中で、高知県の補助を受けることができる市内の事業者は除くということになっているので、県の事業にかからない事業者を市が補助するということになる。単価については県に準じるということになっている。県が一体どういう事業をすることになっているのか、介護施設・事業所などにどんな補助・支援をしているのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、高知県では物価高騰緊急対策給付金により、医療施設や社会福祉施設への支援を行っている。県のほうは医療施設で病院なども指定となっているので、病院系訪問看護ステーション、助産所、薬局、県指定の介護施設であり、「特別養護老人ホームしおさい」も県の指定となっている。給付額についても、県が既に9月議会で補正予算が可決しており、市内の中で、県指定の施設と市指定の施設で差が生じないように、水準を合わせて支給する金額として、県と同額の給付額を設定しているとのことであります。

委員から、財源内訳を見ると一般財源であり、国・県など何らかの補助金や交付金で対応していくのが基本ではないかと思うが、市の持ち出しということになるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、国・県は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するようにとのことだが、本市については、他の事業で全て充当していることから残金がなく、一般財源で対応しているとのことであります。

委員から、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金について、9月の段階で自治体へ交付がされるとの話も聞いていたが、これについても本市は使い切っているということかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、同交付金についても、市民全員に地域電子通貨めじか（Meji-Ca）で1万円分のポイントを給付しており、その財源として充当しているとのことであります。

2、議案第70号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第71号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

議案第72号「令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

議案第73号「令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第74号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第3号）について」

議案第87号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」

以上、6件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、

それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（細川博史君） 次に、総務文教常任委員会委員長 新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） 令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第85号「土佐清水市立市民図書館の指定管理者の指定について」

執行部の説明によりますと、図書館は昭和57年に開館をして今年で40年を経過し、運営については、平成22年から中央公民館同様に「図書館結の会」にお願いしている。近年は、新型コロナウイルス感染症によるイベント等の縮小により、入場者数の減少が著しい状況が続く中で、国立公園*ジオパーク推進課や市史編さん室、環境省、黒潮生物研究所と連携した企画展示や単独事業など様々な取組を行い、来館者の増加や満足度の向上に努めている。また、生涯学習施設として、市民の課題、関心に関わった各種講座を実施し、読み聞かせのボランティアの研修の実施、子供の読書週間やお話し会、幼児向けの読み聞かせ、読書感想文コンクールなど、読書活動の推進に関わるとともに、高齢者や障害者のために拡大読書器や拡大読書鏡、大活字本や点字資料の充実にも努め、学校図書館とともに連携をし、教育課程に応じた資料の提供、学校図書館運営への助言など、各種サポートを行っている。また、施設の美化、清掃、備品の管理や館内の修繕等を実施し、市民に親しまれ、居心地のよい読書空間づくりを行っており、これまでの管理実績を考慮した上で、市民の知識及び教養の向上のためという施設の設置目的を最も効果的に達成されることが見込まれる「図書館結の会」を継続して、図書館の指定管理者として指定することが望ましいとの説明がありました。

委員から、職員の人数や給与体制について質疑があり、執行部の説明によりますと、職員は5名と移動図書館運転手が1名、館長が週3回勤務で5.5人の職員体制とのこと。5年契約の後には、「図書館結の会」の給与表を基に継続して昇給となるようヒアリングの中で予算算出をしているとの説明がありました。

委員から、図書購入費、特色ある図書館づくりについて質疑があり、執行部の説明によりますと、図書購入費は毎年230万円、来年度は300万円を計画している。県の「第四次高知県子ども読書活動推進計画」について県の担当者との話で、本市の図書館運営の移動図書館や年間開館日数、子供たちの憩いの場になっているという先進的な取組をしていることなどが高知県図書館大会でも発表され、県内でも高評価をいただいているとのこと。また、特色ある図書館づくりについても「図書館結の会」と協議を重ねながら検討材料にしていくとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第86号「土佐清水市立市民文化会館の指定管理者の指定について」

執行部の説明によりますと、中央公民館、図書館同様に、指定期間を令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間、土佐清水商工会議所に指定する。選定理由として、自主事業における来場者アンケートをもとに、地元出身のアーティストのふるさと公演など、住民ニーズを含んだ事業展開に力を入れ、市民が楽しみ、学び、交流する場として身近で親しみのあふれる存在になっている。

また、貸館については、土佐清水市文化協会や各種団体、市主催事業など数多くの催物が開催され、利用者の定着により市民に欠かせない存在となっており、準備、片づけなどの協力について感謝の言葉を多くいただいている。施設整備については、所管課と密に連絡を取り合い、良好な維持管理がなされている。昭和59年の建築で40年近くが経過しているが、商工会議所が指定管理になって以降、非常に適切な管理、市民への使い方の周知によって、非常にきれいな状態が保たれている。防火管理体制については文化会館と社会福祉協議会との複合型施設版のマニュアルの作成。また、地震津波時の緊急対応マニュアルを新たに作成しており、社会福祉協議会と年2回の合同消防訓練や避難訓練を実施しているとのことである。

以上のことから、指定管理者が、当該施設の設置の目的を最も効果的に達成することができ、市民の文化の向上及び福祉の増進を図るためとの目的のもと、信頼と実績から、指定管理者候補として選定を行ったとの説明がありました。

委員から、職員数や体制、委託料の人件費の割合についての質疑があり、執行部の説明によりますと、職員は商工会議所の嘱託職員の4名で、人件費は委託料の約6割となっている。

委員から、担当課の生涯学習課との連携等について質疑があり、公民館、図書館、体育館、文化会館の施設は、月一回の調整会議において、意見交換、情報交流を行い、年度終了後には事業報告、評価を提出してもらっている。また、随時、現在の課題や利用者の声を把握し、洗い出しを行いながら、連携をとり、管理運営に関わっていくとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第75号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第76号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第77号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第78号「土佐清水市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第84号「土佐清水市立中央公民館の指定管理者の指定について」

以上、5件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（細川博史君）　続きまして、報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長　山崎誠一君。

（産業厚生常任委員会委員長　山崎誠一君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（山崎誠一君）　令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第79号「工事請負契約金額の変更について」

執行部から、新地場産品販売施設の工事請負契約金額が変更になった原因について説明があり、説明の細部について委員からの質疑がなされ、執行部から再説明があり、了承いたしました。

2、議案第80号「土佐清水市うすばえ桜公園の指定管理者の指定について」

執行部の説明によりますと、土佐清水市うすばえ桜公園については、令和2年4月1日からNPO法人縄文の風を指定管理者として指定し、令和5年3月31日に指定期間満了を迎える。当該法人は事業計画に定めた業務のほかにも、ボランティア活動として、施設の簡易修繕、簡易な看板設置、園外の側溝清掃や支障木の撤去、桜の木の保護剤塗布など、施設の整備を精力的に行い、公園内をよりよい環境にするべく自主的に考え、既にある資材を積極的に活用し、新たな価値観を生むべく取組を行ってきたことで、これらの管理状況を踏まえ、現指定管理者と選定委員の面談及び選定委員の採点を行い、新たに指定管理者を公募せずに、継続して現管理者に指定することが最も施設の有効利用につながると判断したことから、候補者として選定したとのことであります。

委員から、なぜ公募をしなかったのかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募を行うやり方と、公募しないやり方が規定されており、今回公募しなかった理由は指定管理者選定理由にあるように、3年間の実績評価等を踏まえ、引き続き候補者として大丈夫だろうという判断で、候補者として議会に上げている。また、こういう管理者が施設を管理しているということ、議会を通して説明を行っているが、今後広報等を活用しての周知も検討したいとの説明があり、了承いたしました。

3、議案第82号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」

執行部の説明によりますと、土佐清水市立竜串貝類展示館については、「特定非営利活動法

人NPO竜串観光振興会」を指定管理者として指定することとなり、期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなる。現在の指定管理者である特定非営利法人NPO竜串観光振興会は、施設の美化や清掃に関して適切に行っており、また、海底館やビジターセンターなど竜串の関連事業所と連携をして、企画を行ったり、キャンドルやフォトフレームの作成などのワークショップを独自で実施するなどの取組をしており、観光事業の推進を図って、あわせて教育文化の向上に資するという、この施設の設置目的を最も効果的に達成することが期待できるということを踏まえ、8月5日に選定委員会に諮った結果、公募をせずにとということが決定し、10月27日に指定管理者と協議を行った結果、指定管理者の候補者として決定し、今回議案として上程したとのことであります。

委員から、警備保障や建物等の保険の加入についてはとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、展示物等の保安管理については、昼間は職員がおり、夜は警備保障会社に委託をして保安管理している。以前の事件のときには警報器の不具合もあり、間に合わず盗難にあったが、常時警備は入っている。また、建物は市の施設であり、壊されたり、ガラスが割られたりするなど損害が発生したときは、建物保険で対応できるとの説明があり、了承いたしました。

4、議案第81号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」

議案第83号「海ギャラテラスの指定管理者の指定について」

以上、2件については、執行部から、各施設の指定管理者の選定理由などの説明があり、委員から各施設の指定管理者を選定する際には公募を行ってほしい旨の要望がなされ、あわせて、委員から指定管理の期間について伸ばしてもよいのではないかと意見が出されました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（細川博史君） 次に、議会運営委員会委員長 弘田 条君。

（議会運営委員会委員長 弘田 条君登壇）

○議会運営委員会委員長（弘田 条君） おはようございます。議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

新谷議員の一般質問における発言内容について。

令和4年12月12日開催の12月会議中、新谷議員の一般質問の中で、保育園留学の質問の際に、その内容について議事進行があり、議長から後日議会運営委員会で協議するよう要請があり、令和4年12月13日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果を報告いたします。

委員から、業者からの提案を一般質問で行うのは大変違和感があり、このことについて新谷議員に説明を求めた。

新谷議員から、業者ではなく、市民からの提案を行ったものであると説明があった。

委員から、意図的に行うと口利きとかあっせん利得罪にもなることが連想される。その辺を慎重に考え、一般質問してもらえばよしの意見があった。

新谷議員からは、今後気をつけるとのことであった。

別の委員から、一般質問は質問者の責任で行っており、議事進行で止めることなく、最大限尊重してやるべきとの意見があった。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に議会運営委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

議会運営委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。この後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様はよろしくお願いたします。10時50分をめぐりに再開いたしたいと思っております。

午前10時32分 休 憩

午前10時50分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第69号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」、議案第70号「令和4年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、議案第71号「令和4年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」、議案第72号「令和4年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」、議案第73号「令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」、議案第74号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第3号）について」及び議案第87号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第8号）について」の補正予算案7件を一括として採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第69号から議案第74号及び議案第87号の7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立多数であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立多数であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号「土佐清水市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「工事請負契約金額の変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号「土佐清水市うすばえ桜公園の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号「海ギャラテラスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号「土佐清水市立中央公民館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号「土佐清水市立市民図書館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号「土佐清水市立市民文化会館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、「選挙管理委員及び補充員の選挙」を議題といたします。

本件は、選挙管理委員及び補充員の任期が、令和4年12月22日をもって満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は、議長においていたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に次田郁夫君、岡田敦浩君、島崎康博君、濱田慎次君、補充員に土居一彦君、倉松克臣君、田村博文君、尾崎由佳君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

お諮りいたします。

選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充員の繰上げ順序は、ただいま指名いたしました順序にいたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の繰上げ順序については、そのように決しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長より、請願第1号「今ノ山に計画される風力発電施設に関する請願書」について、閉会中の継続審査としたい旨の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

この際、「閉会中の継続審査申出」についてを日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。よって、「閉会中の継続審査申出」を日程に追加し議題とすることに決しました。

「閉会中の継続審査申出」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号「今ノ山に計画される風力発電施設に関する請願書」について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

岡本議員。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） 異議あります。いいですか、発言。

○議長（細川博史君） ほかに御異議の方はございませんか。

○8番（岡本 詠君） 議長、異議あると言うだけでいいの。その異議の理由とかは言わせてくれないんですか。異議あるかないかだけの話、今。

異議ありますということで。

○議長（細川博史君） はい。

ほかに御異議の方はございませんか。

暫時休憩をいたします。議会運営委員会をお願いいたします。

午前 11 時 04 分 休 憩

午前 11 時 47 分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

岡本 詠君。

（8 番 岡本 詠君自席）

○8 番（岡本 詠君） 閉会中の継続審査申出に関わる質疑でしたね、さっきの。

ここ異議がありますけど、まず継続審査にしている理由をお願いします。

○議長（細川博史君） 産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君。

（産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君自席）

○産業厚生常任委員会委員長（山崎誠一君） 閉会中の継続審査申出書の 2 番にあります理由ということで、請願の審査に当たりまして、特に執行部からのそれぞれの項目、20 条とか 18 条とかそういうふうな話題がございました。そういうことがございましたので、委員からの意見の中で項目を確認して、それで皆さんが腹をいっぱいにして意見を精査するという意味だと思いますが、そういうことで一定の期間を要するから、継続にすることによって皆さんにお諮りしたところ、それは継続審査にしたほうがいいぞということで委員会の意見となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 8 番、岡本 詠君。

（8 番 岡本 詠君自席）

○8 番（岡本 詠君） 委員会で諮って継続審査にしたほうがええぞということなんですけど、全会一致ではなくて賛成多数でということですね。

執行部にそれぞれの項目を確認するために一定の期間を要することなんですけど、そもそも委員会に付託された時点で一定期間あるわけですから、委員会までに。その間に、例えばできること、今言った執行部に請願の内容を確認して、その答えを持って執行部の担当者は委員会に座ってもらって、それでそこで議論を重ねて審査をする、委員会の当日にね。そういう準備をした上で有意義な委員会をしていくべきだと思うんですけど、なぜ委員会を開会したときにそこまでできていないのか。今言った、請願の中身に対して執行部に確認をすることができていなかったのか。意味分かりますか。

○議長（細川博史君） 産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君。

（産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君自席）

○産業厚生常任委員会委員長（山崎誠一君） 大変岡本委員の言われることもごもつともだと思えます。議長のほうから産業厚生委員会に來られて、期間がちょっと短かったということもありますし、請願の出されたのが新谷議員のほうでしたので、新谷議員からの意見をいただいて、それからの話かなというふうに私も判断しておりました。ということで、大変遅くなったという意味のことを言われておりますが、そういう含みで、新谷議員からの話を聞いてから、それからの対処かなというふうなことで、多分新谷議員のほうからは詳細な説明もあるというふうに判断をしておりましたので、また、各地区からの意見書なども何枚もついておりましたので、そのことで判断できるというふうに思っておりました。ということで、多少考慮が足らなかったということもあるかと思いますが、そういうことが原因で、そういうふうに各委員会に執行部のほうから人を呼ぶとかそういうことがなされなかったということで、今思えば、岡本委員の言われることもごもつともだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。これが最後です。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） 今の委員長の答弁だと、紹介議員の新谷議員の説明を一定聞いた上で、請願に対して議論、精査していきたいという思いもあったということなんですけど、取りあえず委員長、大体分かったけど、例えば規則、法令とか法規的にできないということはないんですよね。初日に付託されて大方2週間ぐらい間あるわけですよね。その間に、この請願内容は私たち議員は目を通すことができるわけですから、今回だと条例に対すること、請願が条例に対して整合性が取れているのか、そのあたりの確認をできないという規則があったのかどうか。別に規則はなくてできるんだけどしていなかったのか。ここだけお願いします。

○議長（細川博史君） 産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君。

（産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君自席）

○産業厚生常任委員会委員長（山崎誠一君） 結論からだけ言いますと、しておりませんでした。ただ、その内容についてのことがありましたので、議会事務局のほうに条例、条例とかまちづくりのこの今のことについて多少関係する資料を当日委員会に提出してもろたと、そういうふうな経過もございます。ですので、結論から言いますと、岡本委員が言うようにあったのかないかと言えなかったということでございます。

以上です。

○議長（細川博史君） もう3回やりましたので。

○8番（岡本 詠君） その3回の意味が違う。3回って3項目のことでしょう。違うけん。そうやったっけ。答弁を3回じゃないん。ちょっと規則・・

議事進行。

○議長（細川博史君） もう3回終わりましたので。

○8番（岡本 詠君） 取りあえず、質問に対して答えになっていないから、法規的なことだから、今ちょっと答えれなかったのかも分からないですけど。

○議長（細川博史君） 暫時休憩します。

午前11時55分 休 憩

午前11時56分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて再開いたします。

質疑の方はございませんか。

6番、吉村議員。

○6番（吉村政朗君） 今回の請願に対する地区の決議、署名も添えられていたのではないかと思います。市民に寄り添うという議会でありますので、そこは一定、もっと慎重に対処するべきではなかったかというふうに思いますが、委員長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 暫時休憩します。

午前11時58分 休 憩

午後 0時02分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

質疑の方はございませんか。

10番、前田 晃君。

○10番（前田 晃君） また休憩になるがかもしれませんが、私もちょっとお尋ねしたいんです。

私、傍聴してましてね、この請願の協議をしているところ。ちょっと気になったのが、今後の請願を審査するに当たって、継続してですよ、ここを留意してもらいたいということがあるんですが、それは構いませんか。それは駄目ですか。それは駄目。

（「駄目」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 暫時休憩します。

午後 0時03分 休 憩

午後 0時06分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

先ほど、簡易表決に対し、出席議員2名から異議がありますので、会議規則第76条の規定により、起立によって採決いたします。

請願第1号「今ノ山に計画される風力発電施設に関する請願書」について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することについて採決いたします。

請願第1号は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立多数であります。よって、請願第1号は、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ただいま、市長から諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、諮問第2号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

諮問第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました諮問第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員として、基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等に御尽力を賜っております田島好行氏が、令和5年3月31日をもって任期満了となります。

田島氏は、平成29年4月から同委員として、献身的に御尽力を賜るなど、人格・識見とも

最適任者と考えており、引き続き候補者として推薦いたしたいと存じます。

なお、人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を賜り、候補者として法務大臣に推薦することとされておりますので、議会にお諮りするものであります。

何とぞ、御答申を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（細川博史君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

諮問第2号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。よって、諮問第2号は、同意することに決しました。

ただいま、市長から同意案第5号「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第5号を日程に追加し議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第5号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第5号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま、御提案いたしました同意案第5号について、提案理由の説明を申し上げます。

同意案第5号につきましては、土佐清水市教育委員会教育長の任命についてであります。

令和3年7月1日から、教育長として御尽力を賜っております、岡崎哲也氏が、令和4年12月23日をもって任期満了を迎えます。

この間、同氏の本市教育振興に尽力された功績は誠に顕著であり、その御労苦と御努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げるところであります。

つきましては、引き続き岡崎氏を教育長として任命いたしたいと存じます。

同氏の豊富な経験と実績に加え、人格・識見は、本市の教育長として最適任者であると考え、御提案申し上げる次第であります。

なお、教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会にお諮りするものであります。

何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(細川博史君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第5号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

同意案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第5号「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」、同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。よって、同意案第5号は、同意することに決しました。

ただいま同意されました教育長、岡崎哲也氏が本席におられますので、演壇から挨拶を許します。

教育長。

(教育長 岡崎哲也君登壇)

○教育長(岡崎哲也君) 議長のお許しを得ましたので、挨拶をさせていただきます。

議員の皆様には、教育長の任命に御同意いただきまして、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

昨年7月より教育長を拝命しまして、1年5か月が経過しました。これまで、土佐清水市政の充実発展のため、教育課題の分析を行い改善に努めてまいりましたが、十分な結果につながっていないと感じております。

今後につきましては、改めて気持ちを引き締め、市政発展のため、教育行政充実・発展のため、土佐清水市の教育の魅力化を図ることを肝に銘じて、尽力していきたいというふうに考えております。

議員の皆様には、今後とも御指導のほどよろしく願いいたします。

○議長(細川博史君) ただいま、市長から同意案第6号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第6号を日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第6号を日程に追加し議題とすることに決しました。

同意案第6号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま、御提案いたしました同意案第6号について、提案理由の説明を申し上げます。

同意案第6号につきましては、土佐清水市教育委員会委員の任命についてであります。

平成27年10月から同委員として御尽力を賜っております山下佳一氏が、令和4年12月23日をもって任期満了となります。

この間における同氏の御労苦と御努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げるところでございます。

つきましては、その後任として、芝岡理恵氏を任命したいと存じます。

芝岡氏は、平成26年2月から民生委員・児童委員として地域において活動され、基本的な人権の尊重と社会奉仕の精神をもって、日々、社会福祉の増進に努められてこられました。

その経験と識見は教育委員として最適任者であると考え、御提案する次第であります。

なお、教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会にお諮りするものであります。

何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(細川博史君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

同意案第6号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

同意案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、同意案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

同意案第6号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」、同意の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。よって、同意案第6号は、同意することに決しました。

日程第3、「各委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第4「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) 市議会第2回定例会12月会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本会議に提案をいたしました議案につきましては、追加議案である人事案件も含め、全て可

決、承認をいただき、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

今回の議会において、議員各位からの御意見、御提言は、これからの行政執行の中で生かしてまいりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

さて、令和4年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策に追われる1年でありました。とりわけ、市民生活への大きな不安と経済的な影響が出る中で、国の地方創生臨時交付金を最大限活用し、懸命に感染症拡大防止策や経済対策、子育て世帯と高齢世帯への支援策に取り組んだ1年でもありました。

しかしながら、国内においては感染第8波による新規感染者数が増加しておりますので、引き続き強い危機感を持って、新型コロナウイルス感染症防止策の徹底と、本市経済の活性化に向けた施策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、市民の皆様並びに議員の皆様、そして土佐清水市にとりまして来るべき新しい年が輝かしい1年となりますよう、心から御祈念申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。

御苦勞様でした。ありがとうございました。

○議長（細川博史君） 12月会議の全日程を終了するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

12月5日に再開され、本日まで、17日間の長きにわたり、市政当面の諸議案件を審議いたしました。議員及び執行部各位の御協力により、それぞれ妥当適切な結論を得て、無事終了することができたことを、議長として心から感謝申し上げます。

各位におかれましては、どうかくれぐれも健康に留意され、御多幸な新年を迎えられますよう、心から御祈念申し上げまして、年末に当たっての御挨拶といたします。

これをもちまして、令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議を終了いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 0時23分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員